

裁 決 書

審査請求人

住所

氏名

上記審査請求人（以下「審査請求人」という。）から平成26年2月6日付けで提起のあった、
福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）の規定に基づき平成25年11月5日付けで行った生活保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

本件処分を取り消す。

理由

第1 審査請求の趣旨および理由

1 審査請求の趣旨

本件処分の取り消しを求める。

2 審査請求の理由

福祉事務所長は本件処分を行った理由を暴力団のためとしているが、私は暴力団を以前からぬけており不当である。

暴力団についてはそのような事は行っておらず事実誤認である。実際に調べてもらい暴力団ではないとの判定が出ている。

第2 認定事実および判断

1 認定事実

審査請求人から提出のあった審査請求書および処分庁から提出のあった関係資料によれば、次の事実が認められる。

- (1) 平成24年11月9日 審査請求人は、処分庁に対して保護の開始を申請する。
- (2) 平成24年12月6日 処分庁は、滋賀県警察本部刑事部組織犯罪対策課長（以下「県警察本部」という。）に対して審査請求人の暴力団員の該当性について照会したところ、該当性は無しとの回答を得る。
- (3) 平成24年12月13日 処分庁は、申請日をもって審査請求人の保護を開始するとの決定を行う。
- (4) 平成25年10月24日 処分庁は、県警察本部から審査請求人が暴力団員に該当する者であるとの情報提供を受ける。
- (5) 平成25年10月29日 処分庁は、所内ケース診断会議を開催し、審査請求人の保護は廃止することとし、また、その廃止日については、前記(4)の情報提供を受けた日の翌日である10月25日付けとする方針を決定する。
- (6) 平成25年11月1日 処分庁は、審査請求人に対して前記(4)の情報提供を得たこと、およびこれを理由として保護は廃止することを口頭で説明したとこ

る、審査請求人は自らが暴力団に所属していることを否定したため、処分庁は、早急に警察に相談に行き事実確認すること、および暴力団を脱退していることが確認されれば保護を申請する権利があることを説明する。

- (7) 平成25年11月5日 処分庁は、本件処分を行う。
- (8) 平成25年11月7日 処分庁は、審査請求人の自宅に本件処分の通知書を郵送するも、不在および郵便局の保管期間満了により同月16日に郵便局から当該通知書が返送される。
- (9) 平成25年12月12日 処分庁は、本件処分の通知書を審査請求人に手渡す。

2 判断

処分庁が本件処分を行った理由および根拠等を確認したところ、処分庁の提出した関係書類によれば、「暴力団員に対する生活保護の適用について」（平成18年3月30日社援保発第0330002号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）に基づくとしている。

課長通知が示すところの暴力団員に対する保護の適用の取扱いについて、はじめに、その基本方針は、暴力団員は、本来は正当に就労できる能力を有すると考えられるため、法第4条に定める稼働能力の活用要件を満たさないこと、また、暴力団活動を通じて得られる違法・不当な収入について本人が福祉事務所に対して申告することは期待できない等により法第4条が定める資産・収入の活用要件を満たさないと認められることから法に定める保護の要件を満たさないものとして、急迫状況である場合を除き、その保護の申請は却下し、また、保護受給中に被保護者が暴力団員であることが判明した場合においても、同様に保護の廃止を検討することとされている。

次に、保護を申請した者等や被保護者が暴力団員であると疑われる場合においては、警察等の関係機関との連携を十分図るとともに、関係者等への聞き取りやその他の方法によっては福祉事務所が暴力団員の該当性を確認することが困難なときには「暴力団排除等のための外部への情報提供について」（平成12年9月4日警察庁丙暴暴一発第14号。以下「警察庁通知」という。）に基づき警察による暴力団情報の提供を受けることとされている。

また、福祉事務所による生活実態の把握等を通じて被保護者が暴力団員ではないかとの疑いが生じ、警察からの情報提供により暴力団員であることが判明した場合には、暴力団からの離脱を指示するとともに、暴力団からの脱退および離脱を確認できる書類の提出を求め、これに従わない場合には、所要の手続きを経て保護を廃止することとされている。

以上を踏まえて本件についてみると、本件処分は、警察庁通知に基づいて行われた県警察本部からの情報提供により（認定事実(4)）、処分庁は審査請求人は暴力団員であることを把握し、それを理由として行われたものである。

これに対して、審査請求人は審査請求の理由のとおり主張するものであるが、社会通念上、福祉事務所が暴力団員の該当性について、本人の生活実態の把握や関係人への聞き取り等により事実把握することは極めて困難であると考えられることから、処分庁が

県警察本部の情報提供をもって審査請求人が暴力団員であると判断し、それを理由に審査請求人の保護を廃止する方針を決定した（認定事実(5)）ことに著しい不当があったとは言えない。

また、本件処分が行われるまでにおいて、暴力団員ではないまたは暴力団から離脱したことを確認できる書類を審査請求人が処分庁に提出した事実や、暴力団員ではないまたは暴力団から離脱したことを審査請求人が県警察本部に相談した事実は確認できないことから、審査請求人の主張をもって本件処分を不当と言うことはできない。

しかしながら、保護の実施に関連する法令等の定めにおいては、被保護者が暴力団員であるとの事実のみをもって直ちに保護を廃止できると認められているものではなく、具体的には、被保護者に対して暴力団からの離脱およびこれを確認できる書類の提出を指導または指示し（法第27条第1項）、被保護者がこれに従わないと認められる場合は弁明の機会を付与し、そのうえで保護の停止または廃止をすることができるとされている（法第62条第3項および第4項）。

これを本件についてみると、処分庁はこのような指導または指示を行い、さらには弁明の機会を付与した事実はないことから、本件処分は法の定めによらずに行われたものであり、違法と判断する。

以上のとおり、本件審査請求には理由があるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成 26年 4月 15日

審査庁 滋賀県知事 嘉田 由紀子

